

保護者支援・子育て支援分野 講師質問コース 回答

この度は、本研修をご受講いただきありがとうございました。

受講期間中に「令和5年度保育士等キャリアアップ研修 保護者支援・子育て支援 講師への質問受付コース」にて、ご質問いただいた内容について、担当講師からの回答を共有いたします。今後の実践に活かしていただけると幸いです。

なお、質問を多数いただいたため、多くあった質問を中心に回答しております。ご了承のほどよろしく願います。

※講師回答時期：令和6年2月

Q 全国で本研修を受講された受講者からの質問内容

A 質問に対しての講師からの回答

(担当講師：九州ルーテル学院大学 副学長・教授 永野 典詞 氏)

Q 学習面での発達障害と思われる保護者がいたとして、診断等下りてない状況での援助は可能ですか？
例) 子どもの荷物の忘れものが多くみられるため、持ってくるものリストを作る等の援助
また、子育て支援としてどこまでの手助けをすべきか教えてください。
例) 時間外の援助等

A 障がい疑われる保護者への支援について、ご指摘のように忘れ物が多い場合はリストにして渡す、保護者がわかりやすいように工夫することは、障がいの有無に関わらず、配慮という点からも重要な支援です。また、どこまで手助けするかについては、保育施設職員（子育て支援員として）として、組織の一員、組織の対応としてできることを考えましょう。個人的な対応ではなく、できることを組織として考え対応していくことも大切です。

Q 虐待に対応する際のマニュアル作成は保育園内で作成するより、地域の専門機関や他の保育所と会議等を重ねた上で作成する方が良いですか。
また、保育所ができる保護者支援には限界もあり、行政などと連携して関わっていくことが重要です。行政等への情報提供が必要となりますが、どのような場面においても情報を提供・共有することについての承諾は必要でしょうか。

A 子ども虐待対応マニュアル（子ども虐待対応の手引きなど）は厚労省や行政（都道府県など）のホームページにも掲載されています。保育園等で参考にされると良いでしょう。地域の専門機関や他の保育園と協議を重ねて作成することも良いと思いますが、保育施設独自で作成されても問題ないです。また、保育施設にできる支援には限界があることを知ることも大切です。子どもが虐待されているかもしれないと判断した場合は、行政への情報提供は法律上義務です。子どもへの虐待が疑われる保護者への承諾は不要です。子ども虐待の通告義務は、法律で守秘義務より優先される旨示されています（児童虐待防止法第6条第2項）。

Q

研修ありがとうございました。大変勉強させていただきました。質問ですが、保護者の方から相談を受けた際、私の園では保護者の方の理解を得て主任、あるいは園長など、2人以上の職員でお話を聞くようにしています。しかし、相談を受けたということはやはり、その職員のみの方が話しやすいからということもあるのかなと思います。まずは一対一でゆっくりとお話しして、第三者を交えるほうが保護者の方も思っていることを言いやすいのかなと悩むこともあります。しかし、私としては自分の知識だけでは不安なところがあるので主任や園長と一緒にの方が安心してお話を聞けます。もちろん自園のマニュアルに沿って保護者対応しておりますが、他の園や先生の考えをご教授いただければと思います。

A

相談の受け方は保育施設によって違いがあります。例えば、相談受付は1人の保育者が受けますが、その後の対応は相談担当者が複数の担当者が行う場合もあります。どのような対応が望ましいかについては、

- ①相談受付
 - ②相談担当者が相談を受ける
 - ③受け付けた相談内容について他機関との連携が必要な場合は相談者に情報を他機関と共有してよいか確認する、また、園内で対応可能な場合は支援策を検討する。
 - ④支援方法の検討
 - ⑤支援の実施
 - ⑥支援の評価
 - ⑦支援の継続、終結の選択
- などの過程をたどります。相談支援の実施マニュアルなどに沿った対応で問題ないと考えます。また、組織として相談を受ける場合は組織として対応することが大切ですので、この点は保育施設で意識の共有をしておくことも大切です。

Q

こんにちは、質問失礼致します。私のクラスにはほとんど毎日朝ごはんを食べてこず登園している子がいます。お昼ご飯を、食べる時は2歳児ながら10分ほどで完食をしてしまいます。また、1週間毎日コップ、ハンドタオルなど洗わずにそのまま持って来られることがあります。一度保護者にはお伝えしたのですが何度も伝えてしまうと、あまり良くは思われなと思うのですがその場合はどのように対応をしていけば良いのでしょうか。よろしくをお願いします。

A

朝ご飯の重要性を保護者全体に共有できるお便りや勉強会を開いてもいいと思います。また、コップやタオルの不潔な状態については、まず、保育所でできることを考えましょう。保護者に伝えることは大切です。ただし、なぜ洗わないのか、できない理由を考えてみましょう。どのような伝え方が保護者に適切に伝わるかを園全体で考えてみることも大切です。

Q

虐待についての質問です。節分の日に保育園で鬼が来て驚かしたり、節分前に「いい子にしてなかったら鬼が来るよ」などと保育者(保育士や保護者)が言う事は虐待にあたりますか？昔から行事として行ってきたことが、今では虐待だと思われたりするので行事を止めたり簡素化していることが増えているように感じます。また、しつけと体罰の見分け方(区別)が難しい場合はどのような解決方法がありますか。

A

節分など行事の内容では子どもを脅かすような場面もあるでしょう。これは虐待とはいえないと考えます。事前に子どもたちには行事の内容や趣旨など説明をすることが大切です。ただし、ただ脅かすだけ、ビックリさせるだけ、内容の説明もない、などだと、虐待とはいえなくても本来の伝承行事の意味をなしていないと思います。子どもであってもその発達や年齢に応じた説明が必要です。躰と体罰も、躰がなぜ必要なのか、躰のためとして体罰はそもそも禁止です。子どもが今を楽しく、将来をより良く生きていくための基本的な生活習慣を身につけることが躰でしょうから、この点を保育者自身がしっかりと認識して対応していくこと、共通理解をしておくことが大切だと思います。

Q

虐待について情報提供の際、個人情報漏洩にもなってしまう可能性がある為、難しいと感じています。解決策や情報提供の具体例があれば教えてください。

Q

関係機関との連携についてのところで、保護者の理解を得て連携していくと繰り返しお話がありましたが、虐待などに関して言えば、保護者の理解を得る前に連携するのはよくないことなのではないでしょうか。例えば兄弟姉妹のいる小学校や中学校と会議を持つなどは保護者の理解を得た方がいいのかについてなどです。

A

子どもが虐待されているかもしれないと判断した場合は、行政への情報提供は法律上義務です。子どもへの虐待が疑われる保護者への承諾は不要です。子ども虐待の通告義務は、法律で守秘義務より優先される旨示されています(児童虐待防止法第6条第2項)。同時に保護者を支援することも意識しておくことが大切です。

Q

なかなか目に見えない貧困や虐待などが興味深かったです。具体的事例からの対応を教えてください。

A

子どもの洋服がいつも汚れている、身体に転んだりしてはできにくい場所に傷がある、極端に大人の顔色をうかがう、おどおどする、などがあります。子どもの清潔が保たれていないような場合は、保護者にその旨を伝えることも一つの方法です。身体の傷は保護者に伝えること、保育所で付いた傷ではないこと、など保護者と情報交換しましょう。その場合の保護者の対応もしっかり見ておきましょう。大人（男の人を怖がるなども）の顔色を見たり、過度に距離間が近いなど、の場合は保護者と子どもの関係性をしっかり見ておくことも必要です。特に身体の傷の場合は状況判断によっては、虐待通報も必要となります。

Q

保護者との信頼関係を構築していくために最も大切にすべきことはなんですか。また、保護者支援ということで、ロールプレイ等のやり方として、どのようなものがあるか知りたいです。

A

保護者との信頼関係で大切なことは、①保育施設で子どもを大切に保育していることを伝える。②子どもの成長・育ち、良い行動などを降園時などひと言でもいいので伝える、③丁寧な保護者対応が必須であり、言葉使い、笑顔などコミュニケーションの基本を学ぶなどがあります。ロールプレイやコミュニケーションスキルやソーシャルスキルの学びも重要です。

Q

保育園の負担にならないために、各関係機関との連携の大切さがわかりました。具体的な関係機関名称、具体的な連絡方法等教えてください。また、専門機関だけでなく地域の住民のみなさんに子育てに関心を持って、関わってもらい取り組みとして、上手くいった事例などありましたら教えてください。

A

関係機関としては、児童相談所、行政、療育施設、リハビリ病院、要保護児童対策地域協議会などがあります。具体的な連絡はそれぞれですが、電話、メール、出向いての対面での相談などがあります。ただし、関係機関との連携では保護者の同意が必要ですので留意してください。地域住民の子育てへの関心については、保育施設の子育て関連の行事（子育て研修会やコミュニケーション研修など）を開催して地域住民に参加してもらうことで、子どもとの関わるのを学ぶ機会を提供して地域住民の子育てに対する意識が変化した事例があります。

Q

保護者支援の中にあつた一時保育事業を自園でも行っています。一時保育の子だけの部屋があるわけではなく、クラスの一人に加えて保育をしています。保育士もその子に充てる人数を確保できていません。その子の発達的に気になることもあります。保護者は預かってもらえればそれでいいと感じているようです。保育者も困り感を感じています。そういった子どもや保護者の支援はどのようにした方がいいのでしょうか。

A

まずは、保護者が安心して保育施設に子どもを預けることができることが大切です。子どもの発達が気になる場合は、その子どもや保護者の困り感に気づき対応できたらいいですね。しかし、人間的に難しい場合もあるでしょう。できることをできる範囲でやることも大切です。まずは、子どもが安心して保育施設で過ごすことができる環境を作り、保護者が保育施設を信頼できるようにしっかりと話を聴くことが大切だと思います。

Q

職員間で保育に対する意見が分かれたり、保育感(子どもにとってこれがいいはず!)の違い、お互い意見を曲げず、擦り合わせが難しい場合、リーダーとしてどのように対応をしていくべきでしょうか?現在起こっていることではなく、今後起こった時の参考としてアドバイスいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

A

保育はチームで行うことが基本です。職員の保育観も大切ですが、まずは、保育施設の保育理念、方針に沿った保育実践ができていないかを確認しましょう。どのような保育を実践するのかを保育者が話し合い、共通理解ができる環境を作る必要があります。その場合、個人の価値観よりも保育施設の理念や方針、保育所保育指針を一つの学びとして共有することも良いかと思ひます。

Q

保育施設の資源を活用した支援が求められていますが、産休、育休、退職などで人員不足の保育園では職員への負担が大きくなってしまい、なかなか難しいのが現実です。そんな園でもできる支援はありますか？

A

例えば、子育て講座などは少人数でもできます。保護者は子育てを専門的に学んでいる訳ではないため、子どもの発達に合わせた遊びや対応、食育、など保育者はたくさんの専門性を有しています。このようなことを実践されてはいかがでしょうか。

Q

子どもが困っている所があり、保護者と面談をしたり様子を聞いたりしたいがなかなかその場を設けようとはされず保護者に断られます。そういう場合はどのような対応がいいのでしょうか。

A

保育施設での子どもの状況を伝える場合も、困り感だけを伝えると、保護者は拒否反応を示す場合があります。子どもの良い行動や成長、育ちを丁寧に伝えていきましょう。そのような子どもの良い面を伝えながら、配慮する点、困り感を伝えることも必要です。保護者も少しずつ聞く耳を持つようになると思います。

Q

不適切な養育の兆候が見られる場合、情報提供や児童相談所への通告義務がありますが、保護者に連絡等無くそのまま保護されてしまう事もあるのでしょうか？
緊急を要する場合以外、急な保護の対象になるのは、どのような事案が対象なのでしょうか？

A

児童相談所が子どもの命に関わるような危機的状況と判断された場合は、緊急保護する場合がありますが、一般的には保護者と面談しながら対応するのが一般的です。

Q

保護者の気持ちを考えて常に保育をしています。その為にも保育者のセルフケアが大切と言われましたが、実際は現場の保育者の人数が少ない、または業務などが、まだまだ多くセルフケアをしたくてもできない保育者がたくさんいると思います。そのような時はどのような改善策をお考えですか？

A

保育者のセルフケアは、個人で行うこと、組織全体で行うことの2つがあると思います。まずは、保育者は心の負担が大きな仕事であることを認識すること。次に、その負担を少しでもケアする必要があることを認識しましょう。そして、個人・組織としてそれぞれにセルフケアはどうすれば良いのかを学びましょう。個人でできることとして、物事の捉え方、考え方を学ぶ（コントロールする）、自分の好きな時間（美味しいものを食べる、好きな音楽を聴く、運動する、瞑想する、掃除するなどなど）を作る、私生活を充実（環境を整えるなど）させることもセルフケアの一例です。組織としては、仕事の見直し、良好な人間関係の仕組み作り、ゆとりある仕事環境を作る試み、保育士が認められ、支援される仕組みを作る、などでしょう。

Q

研修ありがとうございました。先生であればどう保護者に寄り添っておられるか、参考にしく質問させていただきます。自園は少人数の保育園でアットホームな園です。そんな中、仕事を変わられて早く職場に行かないといけなくなったと保護者に言われ、開所時間前に登園できないかと言われました。11時間保育についてなどを話したり、家族の協力はできないかなど話しました。気持ちは寄り添いたいです。この場合は違法になる事も伝えました。答えを望まず仕事が忙しい、自分は頑張っている!ということ受容し共感すると職場に相談してみますと言われ、今は保留中です。両親とも子育てにも積極的に助けられることばかりで…でも園ができる事にも限界がある…この場合は先生ならどのような声掛けをされるかと質問させていただきました。御回答、よろしくお願いします。

A

私もまずは、記載されているような対応をします。話を聴き、できることを考え、できない場合は、なぜできないか、を丁寧に説明します。個人的な対応ではなく、保育組織としてできること、を保護者が理解できるように説明します。また、ファミリーサポートセンターなど地域で活用できる資源があれば探してみましょう。保護者も先生方が一生懸命に対応されていることは理解されていると思います。寄り添うとは共感を伝えることです。しっかりと話を聴き、解決策を共に考える機会を持つことが大切だと思います。

Q

児童虐待についてですが、色々な家庭の事情を知った上で、「子どものことをかわいと思えない」といった話のある保護者（母親）から告白され、その子どもの園での様子、その子どもの素晴らしさなどをそのお母さんに伝えていきました。その子どもは再々婚されている保護者の子ども（姉妹がいる）で、その子だけどちらの保護者とも血縁のない子どもでした。園長にも相談したりして自分一人で考えたり悩んだりしないようにしましたが、そのお母さんは子どもに感心ががないため、その子の話しをするともものすごく嫌な表情さえしていました。しかし園側は、家庭の事情を専門機関などに話すわけにはいかないといって、園で出来ること、担任としてできることだけはしましたが、それ以上のことはせずにその子は卒園してしまい終わりました。もうその子どもが卒園して何年もなりますが、あの時はどうしたらその子どもにとって1番よかったのか教えてください。

A

保育施設での相談事案は、1人で抱え込まないことはとても重要です。その上で、施設での対応ができるということです。子どもに感心が無いお母さんの場合、何が原因でどのような状況でそうなっているのかを少し推論しましょう。その上で、園としてできること、例えば、対象の子どもが保育園では安心できる甘えられる環境を作ることも大切でしょう。親を変えることは難しいです。でも子どもの味方、子どもを信頼し応援していくことはできると思います。何が1番良かったかはわかりません。相談内容から、先生の対応はとても素晴らしい、子どもに寄り添った支援だと思います。親をどうにかできないかなど、悩まれると思いますが、他人を変えることは難しいので現時点ではベターな対応であったと思います。このような経験の積み重ねで私たちは少しずつ成長するし、次の支援に繋がると 생각합니다。

Q

保護者支援の際、卒園してから兄弟のお迎えの際に話を聞いたりします。悩んでいらっしやるときは小学校との連携も必要なのでしょうか。

A

保護者支援として、卒園後も保育園の先生に相談できる環境は素晴らしいと思います。特に、小学校への入学後に保護者が悩みを持つ場合など、小学校との連携ができるということです。ただし、保育者も負担になりすぎない、ことも大切です。保育者自身も少しでも心にゆとりを持ちながら支援を行うことが必要だと思います。

Q

保護者が積極的に子育てをしていないような、無関心のような兆候が見られ、何度も話し合いを重ね専門機関とも連携をとっているにもかかわらず一向に良いほうに改善していかない場合は、最終的にどうなるのでしょうか、この研修を受講して感じました。どうなるのでしょうか？

A

最終的にどうなるかはわかりませんが、少しでもよい方向に向かうような支援を検討し続けることが必要だと思います。保護者ができない場合は、保育所で何が出来るか、子どもの発育発達にとって必要な支援は何か、子どもが安心して甘えたりわがままがいえる環境ができるか、など、保育所でできる支援を考えましょう。

Q

保護者への「言い方（どのように伝えたら良いか）」についての質問

- ①専門機関へ繋ぎたいと思っている場合（子どもに発達の遅れ等の疑いあり）
- ②最近は怒らない子育てが主流になってきている。しつけと体罰の違いをお伝えする場合
- ③子どもに愛情が湧かない方へ改善させたい場合
- ④保育料等の支払いが遅れる方（常習的に）へ改善させたい場合
- ⑤貧困について、色々な制度があることは知っているが、失礼にあたらないように伝えたい場合
- ⑥精神疾患をお持ちの保護者への対応として、保護者から自傷行為についての相談があった場合
- ⑦何度も改善して欲しいことをお伝えしても、改善していただけない場合

A

- ①配慮が必要な子どもの対応では、保護者が子どもの発達課題などを認める、受容できるまでには時間がかかります。そのことを前提に保護者に寄り添い保護者の困り感を改善するための手立てを考えましょう。
- ②しつけと体罰の違いを保育者自身が明確にすることです。しつけは子どもが将来をより良く生きるための基本的な生活習慣や考え方、振る舞いを学ぶことです。体罰はただ、強制であり子どもの成長に悪影響を与えます。大きな声で怒らなくても、子どもには基本的な生活習慣や考え方を伝えることは可能です。保育者がまずは子どもとの関わりで見本を見せていくことも大切かもしれません。
- ③子どもの成長や発達、良い点を伝えていかれてはいかがでしょうか。でも、それでの改善がみられない場合もあります。保育施設で子どもが安心して甘えられる環境を作っておくことも大切だと思います。
- ④保護者の経済的状況（背景）を踏まえて、伝え続けることがいいでしょう。
- ⑤保護者への便りなど、全体的な情報提供として伝えてもよいと思います。
- ⑥しっかり話を傾聴して保護者に寄り添い信頼関係を築き、相談支援を行いながら改善していくためにも専門機関への受診を提案しても良いのではないかと思います。
- ⑦保護者は改善したくてもできない場合があることを理解しましょう。できない時にはできない理由があるということです。そして、なぜ、改善できないのか、どうしたら改善できるのかを一緒に考えることができるということです。保育士は万能ではないので、何でもすべて改善するための支援ができるわけではないので、自分を責めることもありません。

Q

子育て支援で、子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。とありますが、どのようにお伝えするのがベストなのか教えていただきたいです。例えば、保護者は何も思っていないが保育士からすると、すぐ癩癩を起したり、物をなげたり、手や足がでたり、椅子に座ることができなかったり、明らかに同じ月齢、年齢の児と比べて違う面が多々ある。早く支援した方が子どもも過ごしやすい環境が作れると思うのですが…それを保護者にどのようなタイミングでいつ話せばいいのかが難しいところです。年齢は2歳なので、もうしばらく様子を見てもいいのかな？と思う日々です。

A

保育者から直接、保護者に子どもの発達課題（障がいを含む）を伝えることは難しいと思います。つまり、保護者からの相談を待つことも必要な場合があります。また、保護者に対する個別支援とは、保護者が子育てに困っている場合に、その困り感を改善するための手立てを考えたり、不安や心配に寄り添うなど、があります。保育士からすると発達課題がみられても、保護者がそれに気づかない、あるいは、わかっているけど子どもの障がい（発達課題）を認めたくない、と考える場合も多いです。まずは、保護者が安心して子どもについての相談ができる環境を作ることが大切です。そのためには普段から保護者との信頼関係を築いておくことが重要です。登園降園時の声かけや、子どもの一日の出来事で、子どもの成長や良かった点などをひと言伝えるなど、子どもの育ちや成長を伝えることも有効でしょう。保護者に子どもの発達課題を伝えるタイミングや伝え方に答えはないと思います。保護者とよい人間関係を築き、信頼関係を構築することで、保護者は子どもの発達課題など、不安を相談することができるようになると思います。保育者も慌てず、子どもの保育を丁寧に行っていくこと、子どもの困り感にも気づき、子どもに寄り添っていくこと、このような日々の積み重ねが大切だと思います。